

令和7年度第2回  
東御市介護保険運営協議会  
東御市地域包括支援センター運営協議会 会議次第  
東御市地域密着型サービス運営委員会

日 時：令和8年1月15日(木)  
午後1時30分～  
場 所：総合福祉センター3階 講堂

委嘱書の交付

1 開 会

2 あいさつ

3 副会長の選出

4 報告事項

(1) 東御市高齢者等実態調査(独自調査分)の集計結果(速報)について

【資料1】

5 協議事項

(1) 令和8年度重点事業(案)について

【資料2】

(2) 東御市家庭介護者慰労給付金要綱の一部改正について

【資料3】

6 東御市家庭介護者慰労給付金要綱の一部改正について(答申)

7 そ の 他

8 閉 会

東御市介護保険運営協議会 委員名簿 (任期:R6.4.1 ~ R9.3.31)

(敬称略)

区分	氏名	団体等	備考
学識経験者	市毛 真弓	市議会議員	
	春原 久幸	医人会	春原整形外科クリニック
	横山 好範	東御市社会福祉協議会	会長
	田中 美恵子	上田広域連合介護相談員	
	成澤 俊夫	上田広域連合介護相談員	
	木島 ますみ	健康づくり推進委員会	
	高木 昇	認知症初期集中支援チーム	
事業所	森野 洋平	介護保険(施設)事業所	介護老人保健施設ハーモック 東部
	中 陽平	介護保険(居宅)事業所	社会福祉法人ちいさがた福祉会
	岩井 孝司	介護保険(居宅)事業所	NPO法人 普通の暮らし研究所岩井屋
	新林 秀友	介護保険(居宅支援)事業所	社会福祉法人みまき福祉会ケアポートみまきマネジメントセンター
被保険者	小林 峯雄	シニアクラブ連合会	
	山岸 淳子	在宅介護者	
	大谷 美知子	在宅介護者	
	柳沢 宗一	在宅介護者	

事務局職員

〒389-0502 東御市鞍掛197 Tel.75-5090

役職	氏名	担当
健康福祉部長	寺田 嘉彦	福祉事務所長
福祉課長	掛川 一郎	福祉事務所次長
高齢者福祉係長	田中 朋子	介護保険(全般)
高齢者福祉係	早坂 美智代	地域ケア会議、ケアマネ支援(主任介護支援専門員)
〃	尾崎 悟史	介護保険(給付管理)
〃	黒沢 しほ	介護保険(資格管理・保険料)
〃	青木 朋子	認知症施策、権利擁護(社会福祉士)
〃	松尾 麻衣	総合相談支援、介護予防(保健師)
〃	片桐 夏実	生活支援体制整備、在宅医療・介護連携、介護予防ケアマネジメント(保健師)
〃	石田 萌佳	高齢者虐待防止、老人施設入所措置(社会福祉士)

○東御市介護保険条例（抜粋）

平成 16 年 4 月 1 日

条例第 117 号

（市が行う介護保険）

第 1 条 市が行う介護保険については、法令に定めのあるもののほか、この条例の定めるところによる。

～略～

（東御市介護保険運営協議会）

第 11 条 市の介護保険事業の運営に関し、市長の諮問に応じて調査審議するため、東御市介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（組織及び任期）

第 12 条 協議会は、委員 15 人以内をもって組織する。

- 2 委員は、被保険者、事業者（指定居宅サービス、指定居宅介護支援又は指定施設サービスを行う者をいう。）及び学識経験のある者のうちから市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第 13 条 協議会に会長及び副会長を置き、委員が互選する。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第 14 条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

～略～